

一関地区広域行政組合議会会議録

平成28年5月20日招集
第31回 臨時会

一関地区広域行政組合議会

目 次

日程表	2
審議結果	3
議事日程	5
開会及び開議宣言	7
議席の指定	8
副議長の選挙	8
会議録署名議員の指名（真竈光幸君・菅野恒信君）	8
会期の決定	8
議案第11号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第12号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関する協議について	10

第31回臨時会日程表

平成28年5月20日

日次	月日	曜日	開議時間	会議別	議事
1	5月20日	金	午前10時	本会議	諸般の報告 議席の指定 副議長の選挙 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
議案第 11号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	5月20日	原案可決
議案第 12号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関する協議について	5月20日	原案可決

受理した議案

議案第11号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関する協議について

議 事 日 程

日程第 1		議席の指定
日程第 2		副議長の選挙
日程第 3		会議録署名議員の指名
日程第 4		会期の決定
日程第 5	議案第11号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第 6	議案第12号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及 び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議につい て

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

一関地区広域行政組合議会臨時会会議録

平成28年5月20日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 臨時会
告示年月日 平成28年5月12日
告示番号 第19号
招集日時 平成28年5月20日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1番	真 箆 光 幸 君	2番	岡 田 もとみ 君	3番	勝 浦 伸 行 君
4番	岩 淵 優 君	5番	菊 地 善 孝 君	6番	槻 山 隆 君
7番	千 葉 満 君	8番	那 須 茂 一 郎 君	9番	岩 淵 一 司 君
10番	金 野 盛 志 君	11番	佐々木 清 志 君	12番	小野寺 道 雄 君
13番	岩 淵 善 朗 君	14番	橋 本 周 一 君	15番	佐 藤 雅 子 君
16番	菅 野 恒 信 君	17番	升 沢 博 子 君	18番	武 田 ユキ子 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	苫米地 吉 見	議会事務局次長	橋 本 雅 郎
議会事務局長補佐	細 川 了 子		

説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	田 代 善 久 君	副管理者	長 田 仁 君
広域行政組合事務局長	金 野 富 雄 君	介護保険担当参事	鈴 木 淳 君
環境衛生担当参事	佐 藤 福 君	広域行政組合事務局次長 兼 介 護 保 険 課 長	尾 形 秀 治 君
広域行政組合事務局次長 兼一関清掃センター所長	千 葉 憲 明 君	広域行政組合事務局次長 兼大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	菊 池 覚 君
介護福祉主幹	高 橋 和 夫 君	環境衛生主幹	菅 原 克 義 君
会計管理者	千 葉 隆 君	監査委員	沼 倉 弘 治 君
監査委員事務局長	藤 倉 明 美 君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第31回広域行政組合議会臨時会

平成28年 5 月20日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議長（武田ユキ子君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、平成28年 5 月12日一関地区広域行政組合告示第19号をもって招集の、第31回一関地区広域行政組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長（武田ユキ子君） この際、諸般の報告を申し上げます。

平成28年 4 月19日に平泉町議会において実施された選挙で当選されましたお二方の議員を紹介します。

真筆光幸議員です。

（真筆光幸君 登壇あいさつ）

升沢博子議員です。

（升沢博子君 登壇あいさつ）

以上で紹介を終わります。

議長（武田ユキ子君） 受理した案件は、管理者提案 2 件です。

議長（武田ユキ子君） 次に、沼倉監査委員ほか 1 名から提出の監査報告書 2 件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

議長（武田ユキ子君） 次に、本日、議会運営委員会の委員について、委員会条例第 3 条の規定により、議長において、真筆光幸君を指名しました。

議長（武田ユキ子君） 次に、人事紹介について、管理者から申し出がありますので、この際これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 平成28年度人事異動による議会出席幹部職員を、ご紹介申し上げます。

介護保険担当参事、鈴木淳です。

（介護保険担当参事、あいさつ）

次に、会計管理者を、ご紹介申し上げます。

会計管理者、千葉隆です。

（会計管理者、あいさつ）

以上で、紹介を終わります。

議長（武田ユキ子君） 次に、議会事務局の職員を紹介します。

主事の亀卦川由香であります。

（主事、あいさつ）

以上で、人事紹介を終わります。

議長（武田ユキ子君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（武田ユキ子君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

議長（武田ユキ子君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長（武田ユキ子君） 日程第1、議席の指定を行います。

一関地区広域行政組合議会会議規則第4条の規定により、議長において、

真竈光幸君の議席は、議席番号1番に、

升沢博子君の議席は、議席番号17番に、

それぞれ指定します。

議長（武田ユキ子君） 日程第2、副議長の選挙を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 13番、岩渕善朗君。

13番（岩渕善朗君） 副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、その指名権を本員に与えられるよう、お取り計らい願います。

議長（武田ユキ子君） お諮りいたします。

ただいま、岩渕善朗君から、副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とし、その指名権を岩渕善朗君に与えられたいとの発言がありました。さよう決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

岩渕善朗君より指名願います。

13番（岩渕善朗君） 副議長に、升沢博子議員を指名推選します。

議長（武田ユキ子君） お諮りします。

ただいま指名がありました、升沢博子君を副議長の当選人と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、升沢博子君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました升沢博子君が議場におられますので、本席から告知します。

議長（武田ユキ子君） 升沢博子君を紹介いたします。

副議長（升沢博子君） この度、副議長選挙におきまして、議員各位のご賛同を賜り、副議長に就任しました升沢博子です。

誠に身に余る光栄ですが、職務の重大さを痛感しているところです。円滑な議会運営のために、議長を補佐し全力で頑張りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（武田ユキ子君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

1番 真 竈 光 幸 君

16番 菅 野 恒 信 君

を指名します。

議長（武田ユキ子君） 日程第4、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議長（武田ユキ子君） 日程第5、議案第11号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第11号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の改正に伴い、介護認定審査会委員の任期を3年とするため、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） それでは、私から補足説明を申し上げます。

本議案は、介護保険法施行令の改正に伴い、介護認定審査会の具体的運営について見直しが行なわれたことにより、介護認定審査会委員の任期について、現行の2年を3年に改めようとするものであります。

介護認定審査会委員につきましては、専門職としての知見に基づき、審査資料から、申請者固有の状況を加味し、客観的に要介護度の判定に意見を付することを求められるところであり、国においては、地域によって、同じ委員が連続して再任される場合などもあることから、地域の実情も踏まえ、委員の任期を、2年を超え3年を上限として条例で定める期間とすることを可能とされているところであります。

当組合としては、介護保険制度の安定的な運営と適正迅速な審査を行うために、審査に習熟した委員のみなさんに、できるだけ長い期間審査をお願いすることが適切と判断し、委員の任期を現行の2年を1年延長し3年とし、委員は、再任をすることができるものとしてあります。

また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、現在委嘱している介護認定審査会委員の任期が平成29年3月31日までとなっていることから、平成29年4月1日とするものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第11号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 日程第6、議案第12号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第12号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本案は、岩手北部広域環境組合の解散に伴う、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同規約の一部変更の協議に関し、議決を求めるものであります。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

初めに、議案第12号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 以上で議事日程の全部を議了しました。

議長（武田ユキ子君） これをもって、第31回一関地区広域行政組合議会臨時会を閉会します。
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時15分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 武 田 ユキ子

一関地区広域行政組合議会議員 真 籠 光 幸

一関地区広域行政組合議会議員 菅 野 恒 信